

【各基準における改正点一覧】

	①安全計画の策定等の義務付け	②自動車を運行する場合の所在の確認の義務付け	③インクルーシブ保育の推進のための基準の緩和	④懲戒権に関する規定の削除	⑤業務継続計画の策定等の義務付け(努力義務)	⑥感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置の具体化	備考
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準				○			
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	○	○ ※送迎用の自動車へのブザー等の設置の義務付けあり(居宅訪問型保育事業者を除く。)	○	○		★ ※居宅訪問型保育事業者を除く。	②について、送迎用の自動車にブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができることとする。
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	★	★ ※送迎用の自動車へのブザー等の設置の義務付けなし。			★	★	①について、安全計画の策定等、職員への当該計画の周知並びに研修及び訓練の実施等については、令和6年3月31日までの間は、努力義務

※○は従うべき基準、★は参酌すべき基準

施行期日：令和5年4月1日(④については、一部改正条例の公布の日(同年3月末予定))